

講演会「三河が生んだ天下人 戦国時代の碧南と徳川家康」

講師…豆田 誠路

【松平氏略系図】

信光(1404)―親忠(法名西忠、1438
 ～1501)―長忠(1455?～1544)―信
 忠(1490～1531?)―清康(1511～
 1535)―広忠(1536～49)―徳川家康
 (1542～1616)―松平信康(1559～
 1579)



【史料1】松平信忠定書(称名寺蔵)

本稿は、令和五年十一月二十五日に碧南市民図書館本館で開催された、同館開館三十周年記念 図書館講座「三河が生んだ天下人 戦国時代の碧南と徳川家康」の講演録である(講師は筆者^①)。

1 はじめに

令和五年は、NHK大河ドラマ「どうする家康」で全国的にも愛知県が注目された年でした。県内各地で、徳川家康に関するイベントや講座が多く開かれました。この講座も、そうした時勢に合わせて企画されたと感じています。そこでこの講座では、碧南市と徳川家康に関する歴史上の出来事、徳川家とのつながりなどの解説を行います。時期は十六世紀前半、特に家康の三代前・松平信忠から徳川家康までの時期を扱います。学芸員の解説ということで、史料から「戦国時代の碧南と徳川家康」に迫ります。

2 戦国時代の碧南と松平氏

この章では、徳川家康より前の代の松平氏と戦国時代の碧南からみていきます。

(1) 大浜にいた松平信忠

ア 大浜称名寺に遺された松平信忠文書四通^②

はじめに、徳川家康の三代前にあたる松平信忠と大浜の関係についてみてみます。具体的に、大浜称名寺に遺された松平信忠の文書四通を読んでみましょう。

(ア) 松平信忠定書 文亀三年(一五〇三)【史料1】

この文書は、文亀三年(一五〇三)に松平信忠が称名寺に与えた制禁の定書です。江戸時代の文書中では、この写しが往古より称名寺の惣門に立て掛けてあったといえます。

それではこの文書について、先行研究ではどのように取り上げられているのでしょうか。

まず平野明夫氏は、松平信忠の家督継承について述べるなかで、「(この文書…筆者補足)の存在から見、そのころ家督継承したと考えるのが妥当」と述べ、この文書の存在を根拠に、信忠は文亀三年頃に家督継承したとみています^③。

一方、村岡幹生氏は『新編 安城市史』のなかで、この文書の内容を検討し次のように評価しています。

すなわち、「これまでに知られている最初の信忠発給文書」であるこの文書は、戦国大名の発する判物と呼ばれる

文書の様式を備えている、としつつ、続いて次のように述べています。

戦国期の領主が所領内の一寺院にあてた一般的な定書とは異なる内容が含まれている。それは、第一条に「住持へ対し僧衆諸篇背くべからざる事」とある点である。こうした寺院内部のことにかかわる文言は、一般には寺院の運営について僧侶が定めた寺中規式とよばれる文書に見られるものである。寺中規式はときに有力檀越^{だんちやく}の意向をふまえて制定されることがある。(中略)

同寺(称名寺：筆者補足)では松平家歴代の中でも信忠との由緒が特別に強く伝えられている。この定書は、称名寺の住持を支援し同寺の再興に寄与した有力檀越として、信忠が同寺の保護のために発給した文書であろう。(中略)

大浜に信忠が進出した経緯を示す史料は伝わらないが、文亀三年の時点で、安城から離れた大浜の時宗寺院称名寺に、彼が深く肩入れしていたことは確かである。そうした行為は、西忠が建てた浄土宗寺院大樹寺を菩提寺とする安城松平家の当主の振舞としてふさわしいものではないように感じられる。一方、称名寺を独自に支援しているからには信忠は経済的にも独立していたはずで、信忠はこのとき、父道闕のいる安城城から離れて大浜に独自に彼の家臣を率いて居住し、ここに所領を有していたのであろう。もとより、そうした独立は父の承認の下でおこなわれたはずである。(中略)この文亀三年の文書は、このころ信忠が安城城から分立し、大浜に独立した拠点と領地を設けていたことを示す史料」と評価しています。この点については後で述べましょう。

このように、村岡氏はこの文書について、松平信忠が大浜称名寺の保護のために発給した文書とするだけではなく、信忠が大浜にいた時期について、信忠が隠居後に大浜へ移住したとする説と異なり「このころ信忠が安城城から分立し、大浜に独立した拠点と領地を設けていたことを示す史料」と評価しています。この点については後で述べましょう。

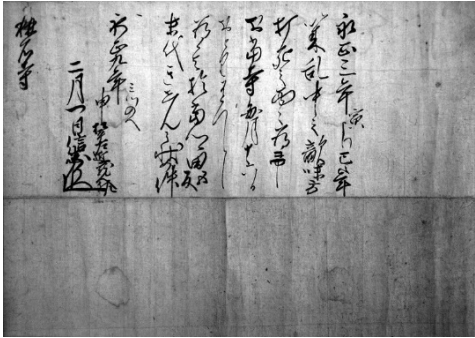
〔イ〕松平信忠寺領寄進状 永正六年(一五〇九)【史料2】

次の文書は、永正六年(一五〇九)閏八月二十六日に、松平信忠が称名寺に六町の土地と、これに課す雑税である地子を寄進したものです。この文書が出された時期は、今川氏親・伊勢宗瑞(俗称北条早雲)が三河に侵攻した、いわゆる永正三河大乱が終結してまもないと思われる時期です。

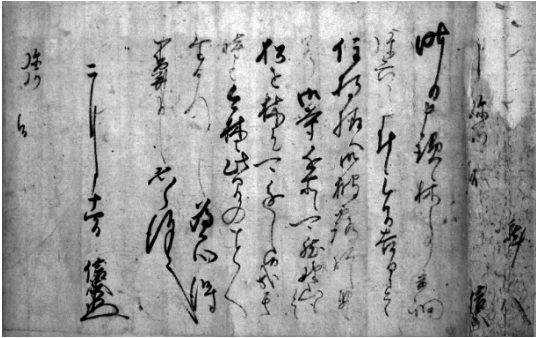
先行研究では、新行紀一氏が「信忠の松平惣領としての文書は(中略)(この文書：筆者補足)が確実な初見であるから、この以前に家督をついでいたと思われる」と述べていることから、先にみた松平信忠の家督相続時期については、この文書あるいは先の文書が判断の材料になっていることが分かります。



【史料2】松平信忠寺領寄進状(称名寺蔵)



【史料3】松平信忠田地寄進状(称名寺蔵)



【史料4】松平信忠書状(弥阿宛)(称名寺蔵)

〔ウ〕松平信忠田地寄進状 永正九年(一五一二)【史料3】

この文書は、永正九年(一五一二)二月一日に、松平信忠が称名寺に、毎月十六日に踊念仏を末代まで執行するための法事料として田五反を寄進する旨を記したものです。

〔エ〕松平信忠書状(弥阿宛、林の事)年末詳【史料4】

この文書は、信忠が称名寺の弥阿^やに対し、松林を寄進したものです。

以上、大浜称名寺に遺された松平信忠の文書四通をみてきました。これらの文書を通じて、一五〇〇年代から一五一〇年代にかけて、松平信忠が大浜称名寺の寺領に関与していたことが分かります。

ちなみに、この文書が記された頃の松平氏と大浜の関係について、新行紀一氏は次のように述べています。

安城松平家の支配圏の拡大が碧海郡南部から幡豆郡にむけられていたことが知られる。とくに三河湾の要港大浜を入手したことは、松平氏の伸展にとって重要な意味を有したであろう。(以下略)⁽⁸⁾

イ 松平信忠家臣とその家族が大浜に在住していることを示す文書

続いて、信忠家臣とその家族が大浜に在住していることを示す文書をみてみましょう。「安城松平一門・家臣奉加帳写」【参考史料1】⁽⁷⁾です。奉加帳は、村岡氏の考察から、大永三年(一五二三)から同六年(一五二六)九月の間に、安城松平家一門に連なる人々が同家一族の人物の供養のために奉加した際に作成されたものです。⁽⁸⁾

注目したいのは、記載内容のうち、酒井与四郎母、牛田小次郎母、長田小太郎、榊原孫十郎、榊原源十郎内という五名の人物名の右肩に「大はま」と付されていることです。このことから、大浜在住の松平信忠家臣とその母・妻妾を記すとみられています。

この部分について、平野明夫氏は次のように触れています。

長田氏は本来的に大浜を在所としていた可能性が高いけれども、酒井・榊原らは松平氏の家人であるので、意図的に集住していると思われる。信忠の隠棲が、酒井・榊原らの大浜居住の契機であったと考えられよう。⁽⁹⁾

このように平野氏は「信忠の隠棲が、酒井・榊原らの大浜居住の契機であった」とみています。また

史料的に問題はあるものの、「三河物語」に安城におり、隠居後、大浜へ移住したとの記述があり、(中略)隠居前の信忠は、安城城に居たとするのが妥当であろう。⁽¹⁰⁾

とも述べています。

このことは、「信忠はこのとき、父道闕のいる安城城から離れて大浜に独自に彼の家臣を率いて居住し、ここに所領を有していたのであろう。」と先にみた村岡氏の見解と異なっています。つまり、信忠が隠居前から大浜にいたのか、隠居後に大浜にいたのか、という見解の違いが研究者間からみえてきます。

以上、大浜称名寺に遺された松平信忠文書四通や、松平信忠家臣とその家族が大浜に在住していることを示す文書から、松平信忠は大浜におり、碧南・大浜と松平家の関係はこの頃から（つまり徳川家康の三代前から）あったことが知られるのです。

（2）松平氏当主・家臣と大浜浄土宗寺院の建立
次に、松平氏当主・家臣と大浜浄土宗寺院の建立についてみてみましょう。

ア 「三河国浄土宗寺院由緒書」元禄八年（一六九五）^①【参考史料2】
この由緒書は、元禄八年（一六九五）に浄土宗の総録所である増上寺が全国の浄土宗鎮西派寺院の由緒を調べ集成したうちの三河国の部分にあたるものです。地域の寺院にどのような由緒があるか不明なところがあるなかで、元禄八年（一六九五）時点で、各寺院が自院の由緒をどのように理解していたのか参考となる史料といえるでしょう。このうち、大浜の二つの寺院の由緒をみていきます。

一つ目の寺院は、碧南市築山町一丁目にある清浄院です。

由緒書によれば、清浄院は享禄元年（一五二八）に、堀平右衛門重政（入道して道清）が開基したとあります。堀氏は安城松平家に付属しました。重政は松平長忠（道閑）に重用されたようで、松平庶家信定の分立する際に家老として付与され、安城・桜井近辺に所職を恩給され、桜井に屋敷を構えました。その重政が大浜に寺院を開基したのです。

続いてもう一つの寺院は、碧南市本郷町三丁目にある常行院です。
由緒書によれば、常行院は天文十七年（一五四八）に信忠の孫である松平広忠が開基し、開山は隣營底鈍（大樹寺住持）であつたとあります。

このように、松平信忠が大浜にいたとみられる頃に、安城松平家に付属した堀平右衛門が清浄院を開基し、信忠の孫広忠が常行院を開基するなど、大浜で松平氏当主・家臣と大浜浄土宗寺院の建立との関わりがみられます。こうして、松平信忠の頃から大浜は松平氏と深い関係の地になり、孫の広忠にも引き継がれていくことになります。

（3）松平広忠と大浜

それでは、松平信忠の孫（徳川家康の父）である松平広忠と大浜に関係する史料をみてみましょう。

ア 松平広忠判物 長田甚助宛 天文十二年（一五四三）【史料5】

この判物は、天文十二年十二月十七日付けで、広忠が長田甚助に宛てた判物です。内容は、長田が大浜下の宮神領

を大略売り渡し、欠落・分散していましたが、長田が酒井与四郎の親類であつたので懇望し、広忠に許されたことが記されています。

このことについて、長田家では「松平廣忠の寄進した神領を廣政が売却したため」「長田家存亡の危機を引き起こし駿河の地に（有渡郡長田荘か）欠落した。」が、「酒井の女の申し出もあり、子供（甚助：筆者補足）に神官をさせ、神妙に居住することを許された。」というもので、「酒井家より嫁入せし、おばさんが長田家を救った。」などと伝承されています。

このように、信忠に続き広忠の代になっても大浜と直接関わる文書が遺されているのです。

イ 広忠死後、額田郡岩戸村（現岡崎市）の天野孫七郎が大浜の名田の一部を与えられる

その後、天文十八年（一五四九）三月六日に松平広忠は死没しました。広忠死後、額田郡岩戸村（現岡崎市）の天野孫七郎が大浜の名田の一部を与えられています。ここでは、大浜に関わるこのことについてみていきます。

（ア）石河右近将監・阿部定吉連署状写 天文十八年（一五四九）【参考史料3】

【参考史料3】は、天文十八年（一五四九）十月二十七日、松平家老臣が天野孫七郎に大浜の藤井隼人名田の内を給与したことを記しています。「この度佐久間切り候事、比類なく候、然らば兼約の事に候間、藤井隼人名田の内を以って給として五十貫目出で置き候」とあります。名田とは、平安時代中期から鎌倉から室町時代において、田地の所有者が自己の名を冠した田をいいます。しかし一度付せられた名はその所有者が変わっても変わらずそのまま呼ばれることが多かったのです。ここでは「藤井隼人名田」です。ただ、厳密にはこの名田が大浜にあるとは書かれていません。

（イ）今川義元判物写 天文十九年（一五五〇）【参考史料4】

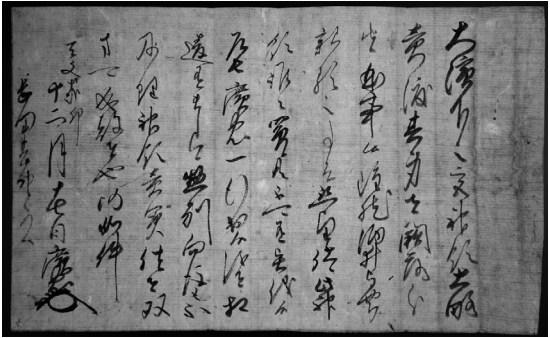
続いて、【参考史料4】をご覧ください。「佐久間九郎左衛門之を切る、其の忠節に依り、竹千代大浜の内藤井隼人名田の内五千足扶助すと云々」。この判物写しは、今川義元が天野孫七郎に、藤井隼人名田の内を安堵したものです。先にみた【参考史料3】の松平家老臣が天野孫七郎に出した連署状の内容を、今川義元が追認したものといえます。

そのなかで「竹千代大浜の内藤井隼人名田」とあるので、「藤井隼人名田」は、広忠が没して間もない頃に、竹千代（後の徳川家康）が領有に關与している大浜、にあることがここでも分かります。

なお『三河物語』では、広忠が天野孫七郎に「広瀬之作間ヲ切て参レ」と命じ、天野が佐久間全孝に手負いを浴びせたことを賞して、広忠が大浜に五十貫文与えたことになっています。

この松平広忠死没前後の状況について、村岡幹生氏は

天文十八年十月二十七日以前、天野孫七郎が加茂郡高橋表で佐久間を切ることによって、兼ねての約束を果たし、同日、岡崎松平家の重臣より忠節として賞されている。（中略）加茂郡広瀬の佐久間と広忠との間に何らか



【史料5】松平広忠判物（個人蔵）

の遺恨があり、広忠の死後に佐久間への怨讐が果たされたことになる。（中略）天野孫七郎が加茂郡高橋表で佐久間を切ったのは、天文十八年の安城城攻防戦のさなかの史実である。しかし、それらと広忠の死を結びつける証拠は存在しない。これまでの研究では、織田の陰謀として片目八弥による広忠殺害を説くものが多いが、それはむしろ後代の付会説に引きずられた論というべきである^⑮。

と述べ、佐久間切りの話は、広忠の死と結びつけて説明されることが多いなか、村岡氏は別の解釈から広忠病没説を展開されています。

ちなみに、近世の地誌類では、大浜に天野の古城跡があったと伝えています。天保七年（一八三六）に、幡豆郡寺津村（現西尾市）の寺津八幡社の神官渡辺政香が著した三河国の地誌「三河志」十一の大浜の項に「古城 稻熊氏住スト云、次二天野孫三郎^⑯天文年中五十貫文領ス（以下略）」とあり、大浜に天野の古城跡があったと伝えています。

以上、松平広忠と大浜の関係を直接示す文書、並びに天野孫七郎の大浜古城跡をめぐる一件について触れました。

3 戦国時代の碧南と徳川家康

それではこの章では、徳川家康と戦国時代の碧南をみていきます。

（一）竹千代命名伝承 ― 称名寺文書から ― 【参考史料5】^⑰

天文十一年（一五四二）十二月二十六日に徳川家康が誕生しました。翌年二月二十六日父広忠の夢想により、夢想開きの連歌会が行われ、その折、広忠から幼名を問われた当時の称名寺住職が「竹千代様」で返答し、これが家康の幼名となったと、称名寺の文書が伝えています^⑱。

（二）織田信長初陣の地・大浜

天文十六年（一五四七）「信長公記」

織田信長の右筆である太田牛一が著した信長の一代記である「信長公記」には、織田信長が自身の初陣で、今川方の吉良大浜へ押し寄せ、諸所を放火したことを記しています。

翌年 織田三郎信長 御武者始として平手中務丞其時の仕立くれなる筋のつきんはをり馬よろひ出立にて駿河より人数入置候三州之内吉良大濱へ御手遣所々放火候て其日ハ野陣を懸させられ次日那古野に至て御帰陣^㉑

この記事のうち「吉良大浜」の解釈について、村岡幹生氏は

同書は年月日を記さないが、九月上旬の信秀の岡崎攻めに連動したものと捉えるのが自然である。（中略）当該部分はこのとき信長が一つ所を攻めた話として記されているから「吉良の大浜」と読んで「吉良氏の領である大浜」

と解すべきである。（以下略）^㉒

とみています。また村岡氏は当時の情勢について次のように推理しています。

天文十五年以降強まった今川の軍勢の三河進入に抵抗し、義郷は織田方として、今川に付いた荒川義広および今川の軍と戦い、敗北した（おそらく戦死）。これに乗じて松平広忠は今川軍勢の支援を得て、それまで手を出せなかった大浜奪回に打って出た。これに対して、天文十六年、織田信秀は信長をして「駿河より人数入置き候三州の内吉良大浜」に出陣せしめた。^㉓

このように織田信長初陣といった当時の時代情勢について、研究者からこのような説明が提示されています。

なお、地元の伝承については、『碧南の民話』（碧南市民図書館、一九八五年）など参照ください。字極楽寺、十三塚の小字が織田信長の初陣に関連したものとして伝えられています。

（三）「松平竹千代知行大浜」から始まる文書^㉔

今川義元判物 長田喜八郎宛 天文十九年（一五五〇）【史料6】

天文十九年（一五五〇）十一月十九日に、今川義元が大浜の長田喜八郎に与えた大浜上の宮熊野権現の社領安堵状です。当時松平竹千代は九歳で、今川義元の御膝元である駿府（現静岡市）に送られ、その庇護のもとにありました。冒頭に「松平竹千代知行」と記され、今川氏が大浜を松平氏の所領と認めていたことが知られます。

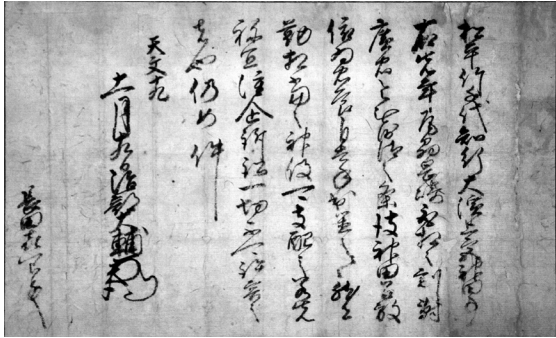
なお、文書中にある「先年尾州・岡崎取相之刻」とは、天文十六年（一五四七）九月にあった織田信秀の岡崎攻めのおりを指していると考えられています。^㉕

（四）松平元康（後の徳川家康）と大浜の関係を直接示す文書

- ア 松平元康判物 長田与助・喜八郎宛 永禄二年（一五五九）【史料7】^㉖
- イ 松平元康判物写 大浜惣寺方（七か寺）宛 永禄二年（一五五九）【参考史料6】^㉗

アの文書は、永禄二年十一月二十八日に、松平元康が長田与助・喜八郎に宛てて出した判物です。内容は、すでに元康から寄進されていたが、百姓等の買得で所有が不安定にあり、神社の修理もままならない状況にあったので、元康がこの寄進状により買得分の返還を「新寄進」として実施し、社領の保護にあたった、という内容です。

この文書については、先行研究でいろいろな評価がされており、近年では柴裕之氏が次のように評価しています。岡崎領の政治運営にあたる松平家重臣らとの協議のうえに、大浜郷熊野上・下社神主の抱える存立危機に対応すべく発給されたのだろう。このような事態対応にこそ、当主元康の立場が必要とされたのである。^㉘



【史料6】今川義元判物（熊野神社蔵）



【史料7】松平元康判物（個人蔵）

（5）【史料6】【史料7】からみる今川領国下の松平氏支配の評価

【史料6】【史料7】を併せてみると、今川領国下の松平氏支配の評価という点でこれまで多くの研究者で議論させてきたことが分かります。ここではその点をみていきます。

まず、中村孝也氏は【史料6】の評価について、元康が「義元の勢力圏において、岡崎がしだいに自主権を回復しつつあることを示している」と理解しています。

ア 新行紀一氏

新行氏は、今川領国三河の特質を論じるなかで「三河物語」のいうところは、松平宗家の所領を完全に義元直領とし、松平より家臣への給恩の大部分は否定する政策がとられた」と述べつつ、

義元は、戸田氏討滅後在地の職の重層体系による土地支配体制をそのまま承認しつつ本領安堵と新恩給付を行った（中略）

戸田氏が有した諸職はすべて今川所領とされたことであろう。（中略）

このような戸田旧臣に対する同様の措置が松平家臣にも適用されたかどうか明らかなが、僅かながらそれを窺わせる史料はある。

として【史料6】を取り上げています。そしてその解釈を踏まえ

これからみて松平氏旧領においても基本的には戸田家臣に対すると同様の処置がとられたと考えられよう。なお大浜にこの時期「松平竹千代知行」があることは注目すべきであるが、これが今川領国の全期間を通じて保持されたかどうかは疑わしい。（以下略）

と述べ、松平氏は今川直臣の一員とするが、竹千代成人以前においては今川氏の直接支配が貫徹するという二段階の政策が実施された、とみているのです。また竹千代が元服後、元信を経て元康と名乗る段階の【史料7】については、今川義元の家康への所領還付の実例として取り上げています。家康は永禄元年に初陣した後、翌年三月に嫡子竹千代（後の信康）が誕生しています。こうした情勢のもと、新行氏は「おそらく旧領還付を機会に元康は、関口・朝比奈を奏者とした義元直臣として扱われることとなった」、とみています。

イ 小野真澄氏

小野氏は、新行氏が論じる今川領国の特質のうち「松平家臣団の解体・再編に関する指摘」を批判的に検討するなかで、【史料6】【史料7】を含む複数の文書から「今川氏が諸職を完全に握っていたとは考えられない」と論じています。

ウ 大久保俊昭氏・久保田昌希氏

両氏は『静岡県史』通史編二のなかで、【史料7】に関連して次のように言及しています。

今川氏の三河支配の中で松平元康はその庇護下に置かれたが、松平領の支配がすべて今川氏に代行されたというのではなく、例えば三河国碧海郡大浜郷についてはそのまま知行していた可能性が強い

エ 久保田昌希氏

久保田氏も今川領国三河の政治的特質を追究するなかで、具体的に【史料6】【史料7】について言及されています。すなわち【史料6】については

三河大浜郷は、すでに広忠のときには松平宗家の直轄領であったと考えられ、それが竹千代Ⅱ元康に引き継がれていた。文中「竹千代知行」とあるのは今川氏がそれを追認していることを示す。

とし、【史料7】については

大浜郷の熊野上下社領について、すでに元康は代替り時「落置」（落着と同義であろう）、すなわち社領を確定しておいたが、この時点（元服後）であらためて、同社に寄進をしたということであろう。さらに「縦百姓等雖令買得」の文言から、その間にたとえ長田氏がその所職を百姓等に売却したとしてもその返付を約したものと考えられる。

こうした大浜郷と元康との結びつきの強さからすれば【史料6】の「筆者補足」「竹千代知行」はそのまま元康の所領だった可能性が高い。したがって松平宗家Ⅱ元康は今川氏の庇護下にあってもその所領をすべて否定されておらず、ある部分を今川氏より認められていた。（以下略）

とあり、松平氏を大浜の実体をともなった領主とみています。

オ 平野明夫氏

平野氏も「松平宗家と今川氏」の関係を論じるなかで、具体的に【史料6】【史料7】について言及されています。すなわち【史料6】については

文書上で「松平竹千代知行」と明記され、宗家領と考えられる地として、碧海郡大浜がある。（中略）

この文書によって松平宗家の諸職すべてを今川所領としたとは捉え難い。（中略）何よりも、「松平竹千代知行大浜」と明記しているのである。この時点では松平竹千代が諸職保持者であったとするのが妥当であろう。（中略）

とし、【史料7】については

ここでの問題は、「為新寄進返付」という文言の解釈である。新行紀一が文字通り「新しく」寄進と解釈し、久保田昌希は「改めて」寄進と解釈した。（中略）（ここでは「筆者補足」中世における慣行からすると、宮本（勉氏：筆者補足）が指摘するように、寄進のし直しと捉えるのが妥当であろう。熊野神社神主の長田氏などの今川氏による権利否定は行われておらず、松平宗家の知行も続いていたといえる。

とあります。今川領国三河をめぐる研究は新行氏によって本格的に論及され、その後の研究により議論が深められて

います。

なお近年では、柴裕之氏は次のように述べられます。

今川氏従属後も松平権力は解体されず、岡崎領支配は今川氏による政治的・軍事的保護の直接管理下に、松平家重臣らの政治運営で行われていたことをみた。そして、このなかで当主・元康は今川家親類衆として駿府に滞在しながら、松平家重臣らとの政治運営と協調のもとに、松平家当主として岡崎領支配に努めよう求められた立場にあった。^⑧

このように、松平元康が西三河に不在の今川領国のなかで、この地域がどのように治められていたのか、先行研究により議論されてきました。このため【史料6】【史料7】は、碧南市域に関わって遺された重要な史料といえるでしょう。

（6）家康の嫡男・松平信康の一時追放地・大浜 ―「信康事件」の一舞台― 天正七年（一五七九）

徳川家康の嫡男松平信康（一五五九―七九）が、家康により岡崎城追放のうえ切腹となった、いわゆる「信康事件」。その際に、一時追放地として大浜が登場します。そのことは、徳川家家臣松平家忠（一五五五―一六〇〇）の日記「家忠日記」の天正七年（一五七九）八月条【史料8】に記されています。ここでは、その事実関係をみておきましょう。^⑨

天正七年八月三日に浜松から岡崎に赴いた家康は、翌四日に信康と親子で対面、しかし「被仰様」すなわち争論による物別れとなりました。そのため、家康はその日のうちに信康を大浜に追放しています。その後、同月九日には、小姓五人だけを付き添わせて、信康を遠江国堀江城（現浜松市）に移しており、その数日間信康は大浜に留まったこととなります。

家康・信康親子にとって重要な一日となった天正七年八月四日について、「家忠日記」の条文を子細に検討された岩沢氏の論考からみてみましょう。

信康の退城は四日であり、しかも家康・信康の関係は「被仰様」即ち争論による物別れであった。したがって信康の岡崎退城は実質的には降伏を意味し、家康が軍備を整へて岡崎に入ったことと照応してゐる。少くとも家忠ら家臣には当時の家康・信康の関係が「被仰様」あるものとして映じてゐたわけであり、事件の発生に対して重要な意味を持つ。しかも一度「信長」と書いた字面を「信康」に訂正してゐる点は、家忠が強く信長を意識してゐたことを示し、信康の処置が信長の意志によつてゐることを言外に物語るものであらう。（以下略）^⑩

松平家忠は四日の日記で確かに「一度「信長」と書いた字面を「信康」に訂正して」おり、ただの書き損じと思えない節があります。

またいわゆる「信康事件」は先行研究が多いので、この前後の事実関係については黒田基樹氏の『家康の正妻 築山殿』から引用します。

家康は八月三日に浜松城から岡崎城に移っている。そして四日に信康を大浜に追放し、五日に、松平家忠らの軍勢を率いて吉良西尾城（西尾市）に赴いている。これは西三河地域への示威行動とみなされる。信康に味方するものが出ないよう警戒したものであらう。家康は六日に岡崎城に帰陣すると、岡崎城の在城体制を編成した。本城の在番を長沢松平康忠・榊原重康政、北端城の在番を竹谷松平清宗・鵜殿康孝が務めた。これはすなわち、家康による岡崎城の接収であり、軍事制圧であった。

そのうえで九日に、小姓五人だけを付き添わせて、信康を遠江堀江城（浜松市）に移した。信康に味方する家臣がいらないことを確認し、本拠浜松城の近辺に移すことで、監視下に置こうとしたのであらう。そして一〇日、家康は三河衆から、信康に内通しないことを誓約する起請文を提出させた。これにより家康は、三河衆の把握を確固たるものとした。それをうけて家康は一三日に浜松城に帰還し、岡崎城には重臣の本多重次を派遣して城代に据えた。こうして信康の追放劇は終息した。^⑪

いささか長文になりましたが、「信康事件」の事実関係とその意味を説明されています。

尾張国との国境に位置し、岡崎から一定の距離にある大浜に、松平信康は一時留め置かれました。大浜は信康の小姓を務めた長田伝八郎（のち永井直勝）の出生地でもあります。こうした意味合いから碧南大浜は「信康事件」の一舞台となったのです。

（7）「神君伊賀越え」の上陸地・大浜 天正十年（一五八二）

天正十年（一五八二）六月二日、織田信長は京都本能寺で明智光秀に襲われ、自刃しました（本能寺の変）。この頃、和泉国堺に遊んでいた徳川家康は、京都の変を聞き、問道を経て、三河へ帰ることになります。この「神君伊賀越え」とも言われる出来事について、伊勢国から三河国までのルートを通ったのか、という話題が地元でもよくされています。

ここでは、数少ない一次史料である「家忠日記」の天正十年（一五八二）六月四日条【史料9】をみてみましょう。

四日庚寅 信長之儀秘定候由、岡崎・結川申来候、家康者境ニ御座候由候、岡崎江越候、家康いか、伊勢地を御（明字）のき候て、大浜へ御あがり候而、町迄御迎ニ越候、穴山者腹切候、ミちにて七兵衛殿別心ハセツ也（岡崎江越、信康）家康は伊賀・伊勢を経て「大浜へ御あがり候」すなわち大浜へ上陸したとあります。

先行研究では、例えば平野明夫氏は『石川忠総留書』の記述によって

家康は、那古から船に乗ったという。(中略)

長太からは、三河へ直行したのだらう。大浜へ上陸したと、『家忠日記』に記されている。(中略)『家忠日記』を書いた深溝松平家忠は、大浜の町まで迎えに行った。^{②③}とあります。

なお、この条文の上には「此方御人数雑兵共二百余うたせ候」という注記があります。これについては次のような解釈が示されています。例えば平山優氏は、

しばしば家康一行は襲撃を受けたらしく、随行の兵卒のうち二百人が戦死するという、尋常ならざる脱出劇だったと推察される(『家忠』^④)。

とし、これを受けた平野明夫氏は

家康一行が三河へ着いたあと、松平家忠は、この方の御人数(味方)が、雑兵共二百余を「うたせ候」という情報を得た。これは、味方衆が道中で二百余を討ち取ったと解釈されることが多い。それに対して、味方の雑兵が二百余戦死したという解釈もある。

「うたせ」は、「討たせ」あるいは「打たせ」だらう。(中略)家忠は、負け惜しみの受身で表現したのである。(中略)ちなみに家康一行は、雑兵二百余を討たれている。わずか三十四名の随行者という表現は、正確ではないことを示している。(以下略)^⑤

とあります。このように、「家忠日記」天正七年六月四日の記述は、大浜上陸の記載と共に、いわゆる「神君伊賀越え」の供廻りの人数について、解釈の違いが出る史料ともなっています。

ちなみに、堺にて家康に随行した三十四名(「石川忠総留書 上」写本、国立公文書館内閣文庫蔵)のなかには、御小姓組として、永井傳八、長田瀬兵衛(大浜の長田一族)の名があります。また御供衆の阿部善九郎(正勝)は、その娘於鍋が後に永井直勝に嫁いでいます。このように、いわゆる「神君伊賀越え」に随行した者には大浜出身者が含まれており、そのため家康一行が大浜に上陸したとしてよいでしょう。

それでは、大浜のどこに到着したのでしょうか。一次史料としてはこれ以上確認することができませんが、「神君伊賀越え」に随行した大浜出身者の永井直勝の子、直清(一五九一―一六七二)が記した「永日記」【参考史料8】^⑥がてがかりを与えています。

直清は直勝の二男で、後に摂津高槻藩初代藩主となっています。「永日記」は、直清の覚書で、寛文二年(一六六二)以降成立したとされます。「永日記」によると、伊勢白子より乗船した一行は夕暮れに大浜沖に到着。干潮のため船が留まったのを地元の人が見つけ、大勢で船を曳き到着。永井直勝の実家、長田重元の屋敷に案内され一宿するも、

家康は少しも寝られず、翌日早々岡崎へ入った、というものです。

地元大浜での海の干満や長田屋敷の位置感覚など、現代と齟齬はなく、首肯できる記述といえます。

なお、地元に残る伝承に「朝えまし」というものがあります。^⑦市内新川地区の浅間社に伝わるもので、いわゆる「神君伊賀越え」に関連し、後世にいろいろな形で家康が親しまれていることが知られます。

4 おわりに

この講座では「戦国時代の碧南と徳川家康」という演題でお話させていただきました。碧南、特に大浜は家康の三代前、松平信忠の頃から松平氏ゆかりの地でした。三河湾の要港大浜を重視する姿勢は、広忠を経て家康の代にも引き継がれました。特に、天文十九年の「今川義元判物」や永禄二年の「松平元康判物」は、今川領国下の松平氏支配をめぐって研究者間で議論の蓄積がある重要な史料であることもみてきました。また大浜は、家康の嫡男であった「信康事件」の一舞台や、いわゆる「神君伊賀越え」の三河上陸地として、家康と碧南との関わりが知られる地であることを述べました。こうした観点から碧南の街の変遷を踏まえていただければ幸いです。

お時間が超過いたしました。ここで講演を終わります。ご清聴ありがとうございました。

(註)

- (1) 本稿は当日配布した資料をもとに起筆したもので、スライドを用いた当日の講演内容と異なる部分がある。なお講演の趣旨は、主催者から依頼された演題について、当該分野に関わる先行研究を踏まえ、最新の研究成果などを聴講者に説明するよう努めたものである。
- (2) 称名寺蔵。碧南市指定有形文化財。
- (3) 平野明夫『三河松平一族』(新人物往来社、二〇〇二年)二〇二頁。
- (4) 『新編 安城市史1』第十章第二節(安城市、二〇〇七年)村岡幹生氏執筆部分
- (5) 新行紀「一向一揆の基礎構造」(吉川弘文館、一九七五年)五七頁。
- (6) (5) 文献 五八頁。
- (7) 「御当家録」(長崎県島原市(肥前島原松平文庫)蔵)。画像は「徳川家康の源流 安城松平一族」(安城市歴史博物館、二〇〇九年)に掲載されている。
- (8) 村岡幹生『戦国期三河松平氏の研究』(岩田書院、二〇二三年)第一部第二章。
- (9) (3) 文献 二〇九頁。
- (10) (3) 文献 二〇三―二〇四頁。
- (11) 信光明寺(岡崎市)蔵。翻刻は、堀江登志実「史料翻刻 信光明寺所蔵「三河国淨土宗寺院由緒書」」(『岡崎市美術館博物館研究紀要』

- 五、二〇一三年）を参照。
- (12) 個人(碧南市)蔵。碧南市指定有形文化財(令和六年三月一日付け指定)。
- (13) 長田平白赤『平氏長田家大河のごとく』(二〇〇二年)一一〇～一二二頁。
- (14) 『譜牒余録巻第四』(国立公文書館内閣文庫蔵)「水戸殿」より「天野孫七郎事跡」。
- (15) (14)文獻。
- (16) 『日本思想大系26 三河物語』(斎木一馬・岡山泰四校注、岩波書店、一九七六年、六〇頁)。
- (17) (8)文獻 二八四～二八五頁。初出は村岡幹生「織田信秀岡崎攻落考証」(『中京大学文学会論叢』一、二〇一五年)。
- (18) 「三河志」十一 碧海郡村名(愛知芸術文化センター 愛知県図書館蔵)。
- (19) 「古記録御由緒書」(称名寺文書)。
- (20) 詳細は拙稿「三河国大浜村時宗寺院称名寺と夢想連歌伝承」(『人文社会論叢』二、愛知県立大学 人間の尊厳と平和のための人文社会研究所、二〇二二年)を参照。
- (21) 「信長公記」巻之上(『我自刊我書』甫喜山景雄、一八八一年、国会図書館デジタルコレクション)。
- (22) (8)文獻 二七九頁。
- (23) 村岡幹生「天文年間三河における吉良一族の動向」(『安城市史研究』九、二〇〇八年)九頁。
- (24) (上の宮)熊野神社(碧南市)蔵。碧南市指定有形文化財。
- (25) (8)文獻 二七九頁。
- (26) 個人(碧南市)蔵。碧南市指定有形文化財(令和六年三月一日付け指定)。
- (27) 「古今消息集 三」(国立公文書館内閣文庫蔵)。
- (28) 柴裕之「松平元康との関係」(『戦国大名の新研究 1 今川義元とその時代』戎光祥出版、二〇一九年)二九〇頁。
- (29) 中村孝也『新訂徳川家康文書の研究(上巻)』(日本学術振興会、一九八〇年、初版一九五八年)八四五～八四六頁。
- (30) (5)文獻 一八一～一九〇頁。
- (31) (5)文獻 二〇五頁。
- (32) 小野真澄「天文十八年～永禄三年における三河の支配体制について」(『駿河の今川氏』八、一九八五年)九五～九九頁。
- (33) 大久保俊昭・久保田昌希「義元の三河侵攻と松平元康」(『静岡県史』通史編二、一九九七年)。
- (34) 久保田昌希「戦国大名今川氏と領国支配」(吉川弘文館、二〇〇五年)二九四頁。
- (35) (34)文獻 二九四～二九五頁。
- (36) 平野明夫「徳川権力の形成と発展」(岩田書院、二〇〇六年)八二頁。
- (37) (36)文獻 八二頁。
- (38) (28)文獻 二九〇頁。
- (39) 『愛知県史 資料編 一一 中世3』(二〇〇九年)史料番号一三三五・一三三七。
- (40) 岩沢愿彦「家忠日記の原本について」(『東京大学史料編纂所報』二、一九六七年)。
- (41) 黒田基樹『家康の正妻 築山殿』(平凡社、二〇二二年)二〇〇～二〇一頁。

- (42) 平野明夫「神君伊賀越え」の真相」(渡邊大門編『戦国史の俗説を覆す』二〇一六年)二〇二～二〇三頁。
- (43) 平山優『天正壬午の乱 増補改訂版』(戎光祥出版、二〇一五年)一二二頁。
- (44) (42)文獻 一〇八頁。
- (45) 原蔵は宮内庁書陵部(古心堂叢書巻七四)で、江戸後期の儒者古賀侗庵による写本。東京大学史料編纂所蔵謄写本。翻刻は(39)文獻 史料番号一五四四参照。
- (46) 「朝えまし」の民俗は次のように伝えられている。
- (前略)船で知多へ渡り、陸路で成岩へ、そこから再び船で高浜の田戸に着き、陸路松江から大浜へ南下して重元のいた羽城に案内された。途中の乙立の地で空腹を満たすために麦えましを食べたという。(中略)「朝えまし」 浅間社では毎年ぎおん祭のときに、家康の事故にならって、当時のままの麦えまし(大麦を湯で煮立ててから、改めて他の穀物と炊き合わせて主食とする)を無病息災のまじないとして、参けい人に施した。戦後は一時期麦菓子になったが、現在は赤飯状に行っている。これを頂く と夏病みしないといわれた。
- 〔新川町発足一〇〇周年記念事業 この街 この人 100年〕奥谷弘和、一九九三年)

【史料1】松平信忠定書
於大浜称名寺定条々

- 一 対住持江衆僧不可背諸篇事
- 一 寺中にて殺生する事
- 一 寺内にて狼藉之事
- 一 寺家之内にて吹物・歌する事
- 一 寺領之地子・年貢不可致無沙汰事
- 右此条於背輩者、堅可処罪科者也、仍如件
- 文龜三年癸八月十九日 信忠(花押)

【史料2】松平信忠寺領寄進状
為大浜称名寺領、陸町并地子寄進之事、於子々孫々不可有違乱煩者也、仍執達如件

松平左近藏人佐

永正六年戊壬八月廿六日 信忠(花押)

称名寺

【史料3】松平信忠田地寄進状

永正三年寅より巳之年以来、乱中之敵味方打死之面々為吊、於当寺毎月十六日おとり有へく候、為其於当郷疋末代きしん之状、如件、

永正九年 申
松平左近藏人佐
二月一日 信忠(花押)

称名寺

【史料4】松平信忠書状

(封紙ウハ書)

「(墨引)弥阿参 藏人 信忠」

昨日申談候林之事、委細弥六ニ申付候、今日吉日に候ハ、住持様へ御披露肝要候、若御寺近所ニ可然野山も候ハ、松を林候て可進之哉、其時迄今林者、此間のことくたるへく候、為御心得一筆申候、恐々謹言、

二月十四日 信忠(花押)

弥阿参

【参考史料1】

(朱書)

「三州桑子明源寺過去帳」

式千疋 道閑

式千疋 松平藏人佐 信忠

(中略)

拾疋 大はま 酒井与四郎母儀

拾疋 大はま 牛田小次郎母儀

拾疋 大はま 長田小太郎

拾疋 大はま 榊原孫十郎

拾疋 大はま 榊原源十郎内

(以下略)

【参考史料2】三河国浄土宗寺院由緒書(表紙)

「三河国浄土宗寺院由緒書 東御山役所控」

大樹寺末寺大浜村清淨院由緒
三州碧海郡大浜村南松山清淨院事
一起立享禄元戊子年、堀平右衛門入道法名悦堂清居士建立、至元禄八年百七拾二年

一開山正蓮社覺誓上人是頓
一覺誓寂永禄元戊午年八月廿三日、至元禄八年百四拾二年

一開山生国姓氏受戒附法師行年知不申候
元禄八乙亥年十月日 大樹寺末寺 清淨院

（中略）
大樹寺末寺大浜村常行院由緒
三州碧海郡大浜村聖道山清春寺常行院事

一起立天文十七戊申年、松平岡崎三郎広忠公御建立也、至元禄八年百四拾八年一開山重蓮社隣菅底鈍、後松應寺令開基一開山隣菅寂元亀三壬申年七月八日、至元禄八年百廿四年
一隣菅生国三州
一隣菅姓氏受戒附法師行年知不申候
元禄八乙亥年十月日 大樹寺末寺 常行院

【史料5】松平広忠判物
大浜下之宮神領大略
壳渡、其身者關落分
由候、曲事候、雖然酒井与四郎親類之事候間、懇望仕候、此神領誰々買候共、不可有異儀候、乍去広忠一行出候儀者、相

【史料9】「家忠日記」天正十年六月条
四日庚寅 信長之儀秘定候由、岡崎・明知別心也 緒川より申来候、家康者境此方御 二御座候由候、岡崎江越人数雜 候、家康いか、伊勢地を御兵共 のき候て、大浜へ御あかり二百余 候而、町迄御迎ニ越候、穴うたせ候 山者腹切候、ミちにて七兵衛殿別心ハセツ也

【参考史料8】「永日記」
（前略）扱伊勢白子より御舟に召、三州へ越給ふ、永井右近、小沢瀬兵衛など、御小性にて供奉仕候、参州大浜へ夕暮方に御船著て、折ふし汐干に御船すわる、如何とある時、向の地にて、若男五六人何やらん談合の体也、神君殊之外御氣遣也、其中に裾を付て、ひたゝゝと十人計干潟へ飛込、此方へ来る、弥御氣遣したまふ処に、何として御船にて御下向したまふやらん、内々此辺へ御著の事も有へしとて、浦辺をいつも見廻る処に、この御舟を不審に思ひ、神君と見付、御迎に出る者共也、御船近くなると、皆互に見知、御迎に参りたるかと云て、大勢にて御船を引大浜へ著、其舟著に、永井右近親平右衛門、地侍にて堀ふり廻し、海の方へ門あきて有り、それえ入奉り、御一宿被成候へとも、すこしも御寝ならず、翌日早々岡崎江入たまふ、そこにて右近、瀬兵衛ハ大浜の者なり、休息して御跡より参れと也、此とき平右衛門所表

違有ましく候、惣別向後も不
及理、神領壳買仕候者、双
方可成敗者也、仍如件
天文十貳卯
十二月十七日 広忠（花押）
長田甚助とのへ

【参考史料3】
石河右近将監・阿部定吉連署状写
今度佐久間切候事、無比類候、然者兼約之事候間、藤井隼人名田之内を以為給五拾貫文出置候、於末代不可有相違候、仍如件
天文十八とり 阿部 大藏判
十月廿七日 石川右近将監判 忠成

天野孫七郎殿
【参考史料4】今川義元判物写
於去年高橋表任兼約之旨、佐久間九郎左衛門切之、依其忠節、竹千代大浜之内藤井隼人名田之内五千疋、扶助云々、抽粉骨之上者、永不可有相違者也、仍如件、
天文十九
十一月十三日 治部大輔判
天野孫七郎殿

【参考史料5】「古記録御由緒書」
一広忠様 三州岡崎ニ 被為成御座候刻、御夢想神々のなかきうき世をまもる哉ト 如此御夢想御覽被為遊、則其刻ハ於称名寺月次之連歌執行申候故、右之

へ廻れは路あるに、余に何もよろこひ、早く御目見仕らんとて、三方の後の堀切を飛越、内へ入たると也、（以下略）

御夢想 於当寺御開被為遊、則称名寺現住 つゝきハひろきそのゝ千代竹と御脇仕候由、従古来申伝御事
一広忠様ヨリ御硯箱并御文台、右之二辺称名寺へ被為下置、いまた住物ニ仕置候御事、

一権現様御誕生被為遊候へハ広忠様右之御夢想ニ被御引合御悦喜ニ被思召、称名寺ニ而御夢想御開被為遊候ニ付、則住持ニ御名ヲ奉付様ニト 被為仰出候ニ付而、其時之住僧御名ヲ 竹千代様ト右之御夢想之意ニ通シ奉付由申伝候御事、
正保四年 称名寺
御奉行所

【史料6】今川義元判物
松平竹千代知行大浜上宮神田事、右、先年尾州・岡崎取相之刻、对広忠令無沙汰之条、彼神田召放、依為忠節自去年出置之云々、然者動相当之神役可支配之、若先称宜雖企訴訟一切不可許可容之者也、仍如件、
天文十九
十一月十九日 治部大輔（花押）
長田喜八郎殿

【史料7】松平元康判物
大浜郷岡熊野領、元康代仁雖落置之、只今令寄進畢、縦百姓等雖令

買得、為新寄進返付上、
於末代不可有相違、神社之修理、不可有無沙汰者也、仍如件、
永禄貳年紀 藏人佐
十一月廿八日 元康（花押）
長田与助殿
同喜八郎殿

【参考史料6】古今消息集三二
（国立公文書館内閣文庫蔵）
大濱郷惣寺領、元康代仁雖落置之候、唯今為新寄進返付畢、於末代不可有相違、勤行無懈怠可被相勤者也、仍如件
永禄二年己未 藏人佐
十一月廿八日 元康
大濱惣寺方

【史料8】「家忠日記」一
天正七（一五七九）年八月条
同三日丙子 濱松の家康岡崎江 被越候
夜ふ雨降
同四日丁丑 御親子被仰様候て信長大浜江 被退候
同九日壬午 勘解由岡崎大澤石川 伯耆さへもんへ越候、
信康大濱より遠州堀江城江 被越候